

# 独法化一年でこんなことが起っています、外語大！！

## 東京外国語大学教職員組合

### 1. 授業料値上げ問題

#### ◦学長の学生に対する説明

2005(平成 17)年 2 月 21 日

学生の皆さんへ

東京外国語大学長池端雪浦

平成 17 年度の授業料について

2005(平成 17)年度の授業料について、本学は検討を尽くした結果、苦渋の、しかしやむを得ない選択として、その引き上げを決定いたしました。なお、科目等履修生、研究生の授業料については、これを据え置くことにしました。

国立大学の授業料は、従来は国によって一律に定められていましたが、2004(平成 16)年 4 月に法人化されて以後、文部科学省が標準額を定め、その上限 10 パーセントの範囲内で各大学がそれぞれの授業料を最終的に決める制度に変わりました。この新制度の下で、本学は授業料の値上げは可能な限り行わないとの決意で臨んでまいりました。したがって、2005(平成 17)年度の授業料についても、これを引き上げることはまったく考えておりませんでした。

ところが、昨年末、文部科学省は来年度の授業料標準額を現行の 52 万 800 円から 53 万 5800 円に引き上げることを突如通知してきました。国立大学が法人化されたその年に、しかも新年度まで僅か 4 ヶ月を残すだけの時期に、まったく何の前触れもなく、このような通知が送られてきたことに、私たちは大きな衝撃を覚えるをえませんでした。

授業料の値上げは最終的には各大学で決定することになっておりますが、標準額の引き上げにもかかわらず、授業料値上げを見送る選択肢はほとんど残されておられません。なぜなら、国から交付される運営費交付金は、標準額による授業料収入があることを前提に措置されているため、授業料値上げをしなければ、大学の収入はその分大幅に減少するからです。運営費交付金は平成 17 年度から、効率化係数によっても大幅に減額されることになっており、それに加えてさらなる新たな減額が加われば、本学財政はもはやそれに耐えていくことができません。

こうした事情から、まことに遺憾ではありますが、文部科学省令が改定され標準額の引き上げが決定された後に、学部、大学院の正規生の授業料引き上げを行わせていただきます。他方、運営費交付金の算定とは無関係である科目等履修生、研究生の授業料については、これを据え置くことにいたしました。研究生には留学生の比率が高いことも据え置き理由の一つです。

本学は財政面においてきわめて困難な課題を背負っております。しかし教職員の知恵と総意を結集して、今後とも教育の質の向上と学習環境の改善に努めていく所存です。学生の皆さんには、以上の事情をご理解いただけますようお願いいたします。

#### ◦教授会による意見表明

2005 年 3 月 22 日

国立大学授業料値上げについての意見表明

東京外国語大学外国語学部教授会

政府は来年度予算編成において、国立大学の来年度の授業料標準額を現行の 52 万 800 円から 53 万 5800 円に引き上げようとしています。国から国立大学法人へ交付される運営費交付金は、標準額による授業料収入を前提に算定されるため、授業料標準額が引き上げられると運営費交付金が少なくなります。そこで本学も含め多くの国立大学は、財源確保のため授業料の値上げをせざるを得ない状況に追い込まれています。私たち東京外国語大学外国語学部教授会構成員は、「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべき」(教育基本法 10 条)教育を担当する者として、今後の日本の高等教育に重大な危機をもたらす授業料値上げ案に対し、以下のような意見を学内外に表明し、私たちの立場を明らかにするものです。

国立大学の授業料は、私立大学との格差や受益者負担などを理由に、この 30 数年間で初年度納付金が 50 倍近くになるまで値上げされてきました。教育費の家計に占める割合は極めて高くなっており、多くの家庭にとって負担は限界に近づいています。本学でも多くの学生が学業を継続するためにアルバイトをせざるをえず、なかには経済的理由で学業を断念し、大学を去る学生も出ている状況です。また、本学で学ぶ 500 人を超える留学生、とくに私費留学生については、今回の授業料値上げによって学業に専念できなくなるのではないかと、志半ばにして帰国せざるを得なくなるのではないかと懸念されます。

一昨年、国立大学法人法が成立する際に、参議院文教委員会は付帯決議をつけて法案を通過させました。付帯決議第 13 項には、「学生納付金については、経済状況によって学生の進学機会を奪うこととならないよう、将来にわたって適正な金額、水準を維持するとともに、授業料等減免制度の充実、独自の奨学金の創設等、法人による学生支援の取組についても積極的に推奨、支援すること」と明記されています。政府の今回の値上げ案は、この決議を反故にする暴挙であり、納得できるものではありません。

日本国憲法は第 26 条で、教育の機会均等について「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めています。また、教育基本法は第 3 条で、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」と定め、さらに同条第 2 項では国および地方公共団体の責任について、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない」としています。

1966 年国連第 21 回総会で採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の第 13 条第 2 項(C)には、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」とが挙げられています。日本政府は 1979 年にこの規約を批准しましたが、この条項を含む 4 つの条項については留保しています。高等教育無償化条項を留保している国は、締約国 151 か国(05 年 1 月 25 日現在)のうち、日本、マダガスカル、ルワンダの 3 ヶ国のみで、日本政府は国連の「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」から留保の撤回を検討することを強く求められています。

このことから分かるように、日本の高等教育への公財政支出は世界的に見ても極めて貧弱です。2000 年、日本の国内総生産(GDP)に占める高等教育費の公財政支出は経済協力開発機構(OECD)加盟国中最低で 0.5%ですが、フランス、ドイツは 1.0%、アメリカは 0.9%、また OECD 加盟国平均は 1%で、日本の 2 倍の比率になっています。また欧米諸国では、授業料は無償かあるいはきわめて安く抑えられていて、奨学金も多くの場合返還義務のない「給付制」となっています。すでに学費の高さが異常な状態に達しているなかで、さらに授業料標準額を値上げすることは、高等教育の無償化という世界の流れに逆行するものです。

政府は、今回の授業料標準額値上げの根拠として私立大学との格差是正を挙げていますが、とうてい説得的な値上げの根拠とはなりません。教育は「国家百年の大計」です。政府はむしろ、憲法・教育基本法に保障されている教育の機会均等の原則を守る立場から、私立大学に対する助成金を増やすべきです。

私たちは、国会決議を無視し、憲法・教育基本法で保障されている教育の機会均等の原則に反する今回の国立大学授業料標準額値上げの撤回と、私立大学への助成金を増額することを強く求めるものです。

### 2. 不払い残業問題

国立大学の独法化に伴う労働基準法の適用によって、全国の大学での不払い残業問題が明らかにされつつありますが、東京外大にも同じ問題が存在します。今年の 3 月から 5 月にかけて、立川労働基準監督署が外大に三回立ち入り調査を行った結果、法人化以前から恒常的な残業があることが明らかになり、大学当局に対して改善指導がなされました。当局は、5 月になって実態に合致した時間外労働の労使協定(三六協定)の見直しをおこないたい旨、過半数代表に申し入れてきました。しかしながら、残業の実態(年間 800 時間から 1000 時間を超え、労働日一日平均 3 時間から 4 時間)は、三六協定の見直しで済ますことのできる程度ではなく、人員配置と業務の見直しを図るよう申し入れを行っている最中です。

### 3. 新たな非常勤職員問題

昨年度末の不当解雇に引き続き、今年度の非常勤職員等の雇用の新登場したのが、「夏休あります」という募集。一見「夏季休暇」があるかのように聞こえるが、実は学生が登校しない 8 月 9 月の 2 か月間を待機期間とし、10 月から再度雇用するという妙な働き方で、人手をまかなおうということらしい。しかし、これでは、雇用期間が途中で切れるため労働者としての基本的権利(有給休暇・社会保険等)も発生せず、非常勤職員全体の待遇悪化につながる。パート労働法が求めるパート労働の雇用安定化にも反する。東京外大は、職員数 200 名程度の小さな大学であり、その職員の約 40% を非常勤職員が占めている。このような大学ですます「使い捨て」労働を露骨に配置していくようであれば、全労働者の士気を低下させ、大学の業務運営にも支障をきたすことになる。かねてより組合で要望してきたように非常勤職員にも有給の夏期休暇・忌引休暇などを認める方向で、全体の待遇改善こそ望まれるところである。労使協議や団体交渉で早急な改善を求めていく。